

保育園を利用するには

- 町から「支給認定」を受ける必要があります。

認定こども園、幼稚園、保育所等の違いにより、次の3つの区分の認定制度が設けられ、この区分に応じて認定が決まります。保育園を利用する場合、2号認定子ども・3号認定子どもになります。

3つの認定区分

認定区分	給付の内容	利用施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の幼児で幼稚園教育を希望する場合 (2号認定子ども以外のもの)	●教育標準時間	幼稚園
		認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の幼児で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	●保育短時間	保育所
	●保育標準時間	認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の乳幼児で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	●保育短時間	保育所
	●保育標準時間	認定こども園
		地域型保育事業

● 保育を必要とする事由

保育を希望される場合の保育認定（2号認定・3号認定）は、以下の内容に該当する必要があります。同じ世帯の方の該当事由と保育の必要量（保育を希望する時間）から保育の必要性を判断します。

1. 就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居住内の労働など）
2. 妊娠・出産
3. 保護者の疾病、障害
4. 同居又は長期入院している親族の介護・看護
5. 災害復旧
6. 求職活動（起業準備を含む）
7. 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
8. 虐待やDVのおそれがあること
9. 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもの継続利用
10. その他、上記に類する状態で町長が認める

● 保育利用時間

「保育標準時間」利用 ⇨ 主にフルタイム就労を想定した利用時間(最長 11 時間)
1ヶ月あたり 120時間以上の就労などが該当

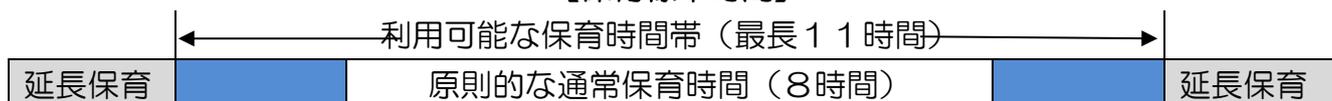
「保育短時間」利用 ⇨ パートタイム就労を想定した利用時間(8 時間)
1ヶ月あたり 120時間未満、64時間(予定)以上の
就労などが該当

- 通常保育を行っている時間帯の範囲内で、最長11時間又は8時間利用することができます。

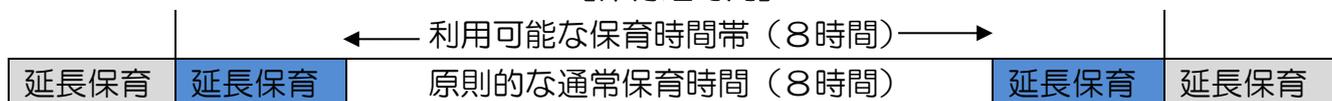
(通常保育時間帯を越える場合は延長保育をご利用いただき、延長料金となります。)

〈保育の利用時間のイメージ〉

【保育標準時間】



【保育短時間】



● 保育料

保育料は、【保育標準時間】と【保育短時間】で違います。

保護者の所得状況に応じた保育料となり、国から示される基準を上限に、町が定めます。町民税の所得割額で保育料が決まります。毎年9月が保育料の切り替え時期になります。

● 保育園入所申込手続き

支給認定申請書兼施設利用申込書を記入し提出してください。

※申請書様式は、PDFはホームページ内に添付されています。

※就労している世帯員は、全員が就労証明書も提出してください。